

○流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例

昭和53年12月21日
条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、心身障害者福祉作業所(以下「福祉作業所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第15項に規定する就労継続支援を行うため、福祉作業所を設置する。

下線部分について、障害者自立支援法⇒「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法令名称を改正。

(名称、位置及び収容定員)

第3条 福祉作業所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。

名称	位置	収容定員
流山市心身障害者福祉作業所さつき園	流山市駒木台238番地の1	40人

(業務)

第4条 福祉作業所は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号の就労継続支援B型に関すること。

下線部分について、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法令名が変わることにとともに、関係する政令等も見直されることになる。

第9条 福祉作業所を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(1) 現に市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者

(2) 法第19条第1項の規定により市町村による訓練等給付費の支給決定の対象者とされた障害者

(利用の承認)

第10条 福祉作業所を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認をする場合において、指定管理者は、福祉作業所の管理運営上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、福祉作業所を利用しようとする者又は利用している者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の承認をしてはならない。

(1) 第9条に規定する利用者の資格を満たさない者又は前条第2項の規定により付された条件に違反した者

(2) 感染性の疾病を有する者

(3) 所内の秩序を乱すおそれがある者

(4) その利用が福祉作業所の設置の目的に反する者

(5) その他福祉作業所の管理運営上不適当な者

(利用料金)

第12条 第10条第1項の承認を受けた者が福祉作業所を利用したときは、当該利用について、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額から同条第1項の訓練等給付費の額を控除した額を利用料金として指定管理者に支払うものとする。

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により福祉作業所の施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償し

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日 条 例 第 1 号 抄）

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この 条 例 は、 平 成 2 4 年 7 月 9 日 から 施 行 す る。

附則を追加する。
国からの政令が公表された場合、平成 2 5 年 4 月 1 日からの
施行とする。